令和2年第6回玉名市農業委員会総会議事録

令和2年6月5日(金)午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 永田 知博 2番 鶴田 克士 3番 赤松 繁之 4番 竹下 宏介

5番 浦谷 幸司 6番 縄田伊知郎 7番 下川 安 8番 船津 和利

9番 澤村 哲志 10番 田上 一 11番 福田 友明 12番 中島 浩輔

14番 髙田 優子 16番 島村 秀敏 18番 堀田 昌子

19番 村端 一弘

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

13番 小川 信孝 15番 吉田 孝壽 17番 永田 眞一

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 小山 博 次長 西山 美和 係長 松倉 司 参事 安田 志津子 主杏 前田 稚子 会計年度任用職員 勅使川原 智美

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

10番 田上 一

議題

第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

第 23 号 農用地利用集積計画の決定について

報告

第 13 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)

第 14 号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長(小山 博君) 皆様こんにちは。定刻でございますので始めます。

本日は農業委員総数19名のうち、13番の小川委員、15番の吉田委員、17番の永田委員から欠席の届け出があっており、16名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和2年第6回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

2. 会長挨拶

- ○事務局長(小山 博君) まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。
- ○会長(永田知博君) 皆さん、改めましてこんにちは。農家にとりましては、田植え前の非常に準備等で大変お忙しい中にお集まり頂きましてありがとうございます。また、新型コロナウイルスの感染防止につきまして、今回も農業委員のみの出席をお願いいたしまして総会開催の運びになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事録署名委員指名

○議長(永田知博君) 今日は、議第21号から第23号までの136件と、報告第1 3号より第14号までの20件が提案されております。どうぞ慎重なる御審議をよ ろしくお願いをいたします。

本日の議事録署名議員は12番、中島浩輔委員、14番、髙田優子委員にお願いいたします。毎回のことではございますけれども、発言の際には、委員番号と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。また、採決の際には挙手でお願いをいたします。

4. 議事

○議長(永田知博君) はじめに、議第21号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。議案1ページをお願いいたします。

議第21号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の 規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するも のとする。令和2年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、三ツ川と山田の申請人で、三ツ川の畑781㎡を相手方の要望と隣接地取

得のため売買するものです。

2番、石貫と滑石の申請人で、石貫の田403㎡外3筆、計2,527㎡を相手 方の要望と経営拡張のため使用貸借権を設定するものです。

3番、滑石の申請人で、滑石の田878㎡を贈与するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、大浜町の申請人で、大浜町の田1,171㎡を相手方の要望と経営拡張の ため売買するものです。

5番、玉名の申請人で、玉名の田1,467㎡外3筆、計5,309㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。報告第13号13番と関連しております。

6番、福岡県宗像市と岱明町の申請人で、岱明町古閑の田439㎡を労力不足と 経営拡張のため売却するものです。報告第13号14番と関連しております。

7番、横島町の申請人で、横島町横島の田8,596㎡外2筆、計13,323㎡ を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、天水町の申請人で、天水町部田見の田2,010㎡を労力不足と相手方の要望のため、賃貸借権を設定するものです。

9番、天水町の申請人で、天水町小天の田588㎡外2筆、計1,793㎡を労力不足と隣接地取得のため売買するものです。

以上9件、合計28,231㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規 定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技 術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し 御提案しております。

御審議の程、よろしくお願いいいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。それでは、受付番号1番より順に委員の 説明をお願いいたします。1番からよろしくお願いいたします。

- ○3番(赤松繁之君) 農業委員3番、赤松です。1番の案件について説明いたします。 譲受人は隣接地取得ということで、現在は下限面積に達していませんが、申請地 を加えると下限面積を満たしますので、何ら問題なく許可相当と思います。 以上です。
- 〇議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。 それでは、2番、3番、続けてお願いいたします。
- **〇2番(鶴田克士君)** 2番の鶴田です。2番の案件について御説明いたします。

使用貸人は石貫ということでございますが、使用借人は滑石で一般財団法人を経営しておられます。この法人は、去年ぐらいから無農薬で畑とか田ん中で作付しておられますけれども、無農薬ということは、皆さん御存じのように大変難しゅうございますので、今日はまた改めて使用借人の方に大丈夫ですかと念を押しに聞きましたところ、石貫の方を使用人として来てもらうから大丈夫ですよということです。大丈夫と言われるので駄目とは言えませんので、支障のないように頑張ってくださいということで、一応借人の方には念を押してまいって、下限面積も満たされておりますので許可相当と思いますが、石貫の澤村委員さんには、ちょっと見てもろうて何かあった時には私からも注意しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3番ですけれども、譲渡人の山内さんという方は今施設に入っておられまして、息子さんが定年退職されております。息子さんは農業を全然したことがないということでございまして、また機械もございません。ですので、田ん中を返されたのでどうしようと言うことで、隣で農地所有の譲受人の方に、もうおまえにやるけんというような感じで言われて、譲受人の方が耕作をされるということでございます。ただでもらうといかんけん、後でお礼はすると言われました。

私も両方の方から聞いておりますので、私の見た限りでは、妥当というか、まあまあ両方納得しておられますので、いいのではないかと思っております。 以上です。

- O議長(永田知博君)
 はい、どうもありがとうございました。

 それでは、4番、お願いいたします。
- ○4番(竹下宏介君) 4番の農業委員竹下です。4番の案件について御説明します。 譲渡人は相手方の要望で、譲受人は経営拡張と下限面積も満たされており、許可 相当と判断いたします。
- 〇議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。 それでは、5番、お願いいたします。
- ○9番(澤村哲志君) 農業委員9番、澤村です。 使用貸人と使用借人は、農業者年金受給のためで、下限面積も満たしております ので、許可相当と思います。以上です。
- 〇議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。 それでは、6番をお願いいたします。
- ○11番(福田友明君) 11番、福田です。6番について説明いたします。 譲渡人は福岡県、そしてまた労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面 積も満たされており、何ら問題ないと判断いたします。以上です。
- **〇議長(永田知博君)** はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番よろしくお願いいたします。

○16番(島村秀敏君) 16番、島村です。7番の案件につきまして御説明いたします。

貸人の借人は親子関係であり、貸人の農業者年金受給のために使用貸借権の申請をするもので、何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

- O議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。 それでは、8番、9番を続けてお願いいたします。
- 〇18番(堀田昌子君) 18番、農業委員堀田です。8番の案件について説明します。 貸人は高齢でもあり、労力が不足しております。借人は相手方の要望であり問題 はなく、許可相当と思います。以上です。
- ○19番(村端一弘君) 農業委員19番、村端です。9番の案件について報告します。 譲渡人は労力不足、譲受人は隣接地取得ということで、下限面積も満たしており ますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
- **〇議長(永田知博君)** はい、ありがとうございました。

ただいま、1番から9番まで、委員の説明が終わりました。皆さんより御意見、 御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

〇議長(永田知博君) 御意見も御質問もないようでございますので、採決に移りたい と思います。

議第21号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 举手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、 議第21号につきましては、許可することに決定しました。

次に、議第22号農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。 議第22号は、受付番号8番につきまして、申請は農業委員本人が関与しており、 議事参与の制限に該当すると認められますので、まず1番から7番までを審議し、 最後に8番を審議いたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。4ページをお願いいたします。

議第22号農地の転用許可申請ついて。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和2年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が伊倉南方の畑364㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分

は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、 ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が両迫間の田495㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は 概ね10ha以上の一団の農地帯に所在する農地で、第1種農地と判断しております。 第1種農地は、原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者 の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外 的に許可が可能となっております。

3番、申請物件が岱明町野口の田266㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は概ね10ha以上の一団の農地帯に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可が可能となっております。

5ページをお願いいたします。

4番、申請物件が岱明町浜田の畑253㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区 分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が岱明町高道の田1,962㎡で、転用目的は特定建築条件付売 買予定地です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、 第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が天水町立花の田547㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は概ね10ha以上の一団の農地帯に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可が可能となっております。

7番、申請物件が天水町竹崎の畑58㎡外1筆、計66.10㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は概ね10ha以上の一団の農地帯に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可が可能となっております。

8番、申請物件が岱明町山下の田317.21㎡で、転用目的は個人住宅です。 農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上、8件、合計4,270.31㎡につきまして、申請内容の農地転用許可基準 全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、 御提案しております。 去る6月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議 をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明が終わりました。受付番号1番より順に受付番号7番まで委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○5番(浦谷幸司君) 農業委員5番の浦谷です。1番の案件について説明いたします。 1番の案件の住所は、伊倉の西屋敷というところで、コンビニエンスストアより 200m北側の集落の中の畑ということでございます。周り全て住宅地で、住宅地 のあいなかにある畑364㎡でございます。そこに申請された方々が個人住宅を建 てるということでございます。そこを選んだ理由としては、今住んでいる所が手狭 で、将来的にとても環境のいい所だから建築するということでございます。事業面 積は364㎡、転用の面積は一緒です。それから、延床面積が98.54㎡、建築 面積が100.61㎡でございます。給水については、南側に道路がありまして、 その南側の道路に側溝があります。そして、南側の道路には上水道が通っておりま すので、給水はその上水道を利用するということです。また、雨水と雑排水につい ては、東側に浄化槽を設置して、南側の側溝に合流するということでございます。

周りが一応、住宅地でございますので土砂の流出、堆積、崩壊のないように壁を 造るそうでございます。万一被害が生じた時は、当方の一任をもって迅速に解決す るということでございます。

それから、周辺の農地に対しては全て住宅地でございますので、被害はないということでございますので、許可相当と思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(永田知博君)はい、どうもありがとうございました。それでは、2番、お願いします。
- ○9番(澤村哲志君) 農業委員9番、澤村です。番号2番の案件について説明します。申請地の所在地は玉名市玉名両迫間川端という所です。譲受人は現在社宅に家族4人で暮らしておられるそうです。自分の家を建てたいということで、親族である譲渡人が所有する土地を譲り受け、このたび申請されたそうです。土地の面積495㎡で、建築面積は138㎡で、平屋一棟、駐車スペースとして67㎡、庭が289㎡で計画されているそうです。雨水は地下浸透、処理しきれない分はため桝によりろ過し、西側道路側溝に排水し、給配水は申請地の西側の市道幅約5mに埋設されている上水道を利用し、生活雑排水及び汚水も下水道に接続することです。造成ですが、整地を行う程度で、大規模な造成工事はしないということで、万が一被害が生じた場合には、譲受人の責任において補償するとのことです。

現地確認したところ、何ら問題はないようです。許可相当と思います。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○10番(田上 一君) 10番、田上です。3番の件を説明します。

譲受人は現在玉名市松木のアパートに居住しておられますが、玉名市に永住することを決定して、個人住宅を建設されるものです。転用面積は266㎡です。場所は208号線、娯楽施設の東側になりますが、申請地の東が里道、北が市道、西は住宅で、南は農地になっています。農地の方はブロックが3段積んでありますが、里道の方と市道の方の入口付近をブロック塀で囲むそうです。もちろん市道の方に下水道、上水道が敷設されておりますので、両方ともこちらの方に接続されるそうですから、排水は問題ないと思いました。また、雨水は建物敷き辺に浸透桝を設置して自然浸透させ、ため桝にオーバーしたものは北側の道路側溝に接続して流し、最終的に西の友田川に放流するそうです。

被害防除計画としては、出口付近に3段のブロックを造るそうですから、問題はないと思います。農地へのいわゆる防除ですけど、ブロック塀があり、農地は南の方ですから日照も別に問題はないと思います。

以上、現地調査の結果です。あとは御審議お願いします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

それでは、次4番、お願いいたします。

〇12番(中島浩輔君) 農業委員12番、中島です。4番と5番の案件について説明 いたします。

まず、4番は個人住宅です。造りは木造2階建です。場所は高道の浜田公園そこから西側へ100mくらい行って、右折し5mばかり行った所です。小学校、中学校は800m程の所です。周囲は住宅が多く建っております。東側と南側は住宅で、東側堺にブロックがあります。西側は市道です。北側は20cm程高い農地です。北と南には土留のブロックを設置し、西側の方は車等の出入りのために緩やかなスロープを造る計画だそうです。上水は市水を利用され、雨水は雨水桝をもって西側の側溝に流されるそうです。生活雑排水、汚水は西側の市の下水道に接続されます。現地調査の結果、問題ないものと思います。

続きまして、5番の案件について説明いたします。ここは特定建築条件付の申請でございます。場所は岱明町の交差点より南側に、約800m南の方面に行った所の右側です。高道城という跡地の中で、ここは田で1,962m 2 e6区画に割り、まず3年間は建築条件付ということで土地売買をされる計画です。各区分けには境界壁を設置され、北側が畑で平坦です。西側は1m程の高低差がありますので、土

留工事をし、フェンスを計画されております。南側は宅地が建っており、平坦でここにはブロックフェンスがあります。残りの一部55m程には土留をし、単フェンスブロックを計画されています。東側は市道です。上水は市道にある上水管に接続し、雨水は自然吸収をさせ集水桝を設置し側溝へ放流されるそうです。生活雑排水・汚水については市の下水管に接続されるそうです。

現地調査の結果問題ないものと思います。審議の程よろしくお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

それでは、次6番、お願いいたします。

○18番(堀田昌子君) 18番、農業委員堀田です。6番の案件について説明します。 使用貸人と使用借人は親子関係です。この申請地は第1種農地ですが、親の宅地 と東側道路を挟んで隣接しており、集落にも接しております。南側と西側に農地が ありますが、日照のことも考え建物の配置及び高さを考慮して計画されております。 隣との話し合いも済んでいます。給水は親の使用する井戸水を配管使用、生活雑排 水、汚水は合併浄化槽で処理後、西側のU字溝へ放流、雨水は自然浸透、できない 分は集水して同様にU字溝へ放流します。

現地調査の結果、許可相当と思います。

続いて、7番の案件について説明します。貸人、借人は親子関係です。この申請地は第1種農地でありますが、東側は排水溝を挟んで親の宅地に接しております。また集落にも接しています。転用面積が66㎡と少ないのは、宅地の中に一部残っていた畑を転用して家を建てるためです。南側と西側は排水溝を挟んでポンプ小屋があります。給水は同じ集落の12人との共同であり、このポンプの小屋より配管して井戸水を使用します。生活雑排水、汚水は、南側の市道内の公共下水道、農業集落排水へ接続し放流します。雨水は東側の既存の排水溝へ放流します。

現地調査の結果、許可相当と判断しました。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま受付番号1番から受付番号7番まで委員の説明が終わりました。何か御 意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、島村委員、どうぞ。

- ○16番(島村秀敏君) 16番、島村です。5番の案件について質問したいんですけれども。この特定建築条件付、この意味合い的なやつを、よかったら御説明していただければと思います。もう一度よろしく。
- **〇事務局長(小山 博君)** 事務局、小山です。通常の建築条件付というのはその建築 業者さんが、その土地でその業者さんによって建築するというのが建築条件となり それが普通一般でいいます建築条件付の売買予定地ということになります。この特

定建築の特定というのが、その条件を一定期間だけ設けるという意味合いになります。

あとは事務局の担当から少し説明をさせていただきます。

○参事(安田志津子君) 農業委員会事務局の安田です。

これまで農地を転用して、土地だけを造成して売買することが全て認められていなかったのですが、近年色々家族も多様化して家族の形も色んな形があって自由な設計で家を建てたいというような考え方が多くなってきたということで、こういう制度が最近始まりました。今回の場合、当面まず整地を今年度12月31日までにする予定で、そして分譲地として6区画を3年間販売するというようなことができるようになっています。もしも、その3年間の間にその土地だけで販売ができなかったら、譲受人の方が住宅の建っていない土地に住宅の建設をするという取り決めになっています。

- ○議長(永田知博君) それでは、今の質問について、こちらの現地調査等、書類上、 説明を審査がしてなかった部分で。
- ○12番(中島浩輔君) 12番、中島です。まず、3年間土地売買をした後に売れ残ったら期間内、5年間内に建築物を建てていくということ、それが建築条件が付いている状態ということです。3年以内に6区画が売買されて、そして建築がされれば、もうこの譲受人側も条件付はクリアできるんです。もし売れなかった場合には、条件付だから3年目から5年未満の間に、約半年に一つずつ建てていくぐらいの計画です。売買されてしまえばこの条件はなくなるということで、そういう資料はここに、手元にありますけど、そこまで説明しなかったもので、よろしいでしょうかね。
- **〇16番(島村秀敏君)** ということは、この田んぼを売買するという条件ではないということですか。定期的には作らないということですね。
- ○議長(永田知博君) はい、事務局、どうぞ。
- ○係長(松倉 司君) 事務局、松倉です。私の方で補足をさせていただきます。

まず、特定建築条件付売買予定地という制度の件ですけれども、これは以前からあったものではなく、去年の3月に法改正によって始まった制度でございます。それまでは、農地転用の中では宅地を造成して、田んぼとか畑を造成して売り出すという行為は都市計画地域における用途地域のみ認められたものでございました。しかしながら、やはり所有者、消費者側のニーズとか色々な問題もありまして緩和され、この制度ができたんですけれども、都市計画の用途地域に入っていない地域におきましても、まずは造成のみの販売を認め、販売計画を定め、その期間に販売ができなかったものにつきましては、転用者側が建売住宅を建てて、残りの全部を売

却するというふうな制度になっています。

ですので、どちらかというと建売住宅の分のジャンルに入るものでございます。 今までは、用途地域内の農地でしか認められなかったものが、これで用途地域以外 の農地でもこういう形で可能になったということになります。

- ○議長(永田知博君) 島村委員、どがんですか。
- **○16番(島村秀敏君)** はい。大体、基準的には理解できるんですけれども、この転用者の方自体、例えばこの売買に関しては問題ないんですか。
- ○議長(永田知博君) はい、松倉さん。
- ○係長(松倉 司君) 事務局の松倉です。今、転用者が売買することで問題ないのかということですけれども、一つ転用の目的というのが、まず最初に宅地造成までが認められておりますので、もうその時点では農地ではございません。ですので、転用者が宅地として希望する方に区画を売り出すということになりますので、何ら問題はないです。
- ○16番(島村秀敏君) はい、わかりました。ありがとうございます。
- **〇議長(永田知博君)** はい、下川委員。どうぞ。
- **〇7番(下川 安君)** これは第1種農地でもできるんですか。
- **〇係長(松倉 司君)** はい。今の御質問ですけれども、第1種農地でも集落接続できる所は大丈夫です。
- 〇7番(下川 安君) 大丈夫。
- 〇係長(松倉 司君) はい。
- ○議長(永田知博君) ほかにございませんでしょうか。なかなかこういうふうな特別 建築条件付売買予定地とあり、こういう文言が何かややこしいですもんね。何か、 さっきちょっと聞きよると、3年間は分譲地として売買して、それ以後に建物を建 てて、今度は建売住宅として販売すると、そういう予定地になる。その辺をお願い します。
- ○係長(松倉 司君) 事務局の松倉です。今、議長からお話があった通りなんですけれども、今回は6戸の計画になりますけれども、その計画が例えば10戸であったり20戸になると、その販売期間というのは3年ではなかなか難しいところがありますので、転用申請の際に販売計画を規模に応じて出して頂くことなります。その規模に応じて販売期間が5年とか7年とか延びる可能性はありますけれども、規模に応じた販売計画を立てて頂いて、売れなかったならば建売住宅を建てて販売してくださいというのが事業の趣旨になります。

以上です。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

これは余談になりますけれども、実際この不動産会社の社長が農家の農業者としての農地を持っとらすとですよ。それで、「農地買います」というチラシを一帯に何回もしておったけん、前にとにかく注意してくれと。農地買いますなんて、チラシを出すてあるかと言って文句を言いに2回か3回か行ったんです。そしたら、結局農業をやりますと言って農地を買うわけです。何か抜け穴があるようで、何か、腑に落ちんようなところもあるんですけれども、こういう事業は別に何も間違いはしとらんとかというようなことで言われれば、それ以上今度は突っ込んで言われんとですよね。それで、そういうふうなこともあって、それとまた一つは、都市計画上、順序として農地の第1種農地であっても、集落内のそういう第1種農地あたりは、やむを得ず農地を転用できるというのもあるとですよね。それで、現にそういうのがあちこちで見受けられるけんですね、農業委員会としては非常に腑に落ちんところもあるけれども、どうしようも、もうしょうがないという部分も、現状はあります。

余談になりましたけれども。

それでは、ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) それでは御意見、御質問もないようでございますので、議第2 2号農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号1番から受付番号7番 までについては、原案どおり許可することに異議のない方は、恐れ入りますけれど も、挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、 議第22号の受付番号1番から受付番号7番までについては、許可することに決定 いたしました。

引続き、受付番号8番の審議に移りますが、申請人に農業委員本人が関与しておりますので、農業委員会法第31条及び玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限に該当すると認められますので、田上一委員の退席をお願いいたします。

(田上 一委員 退席)

- ○議長(永田知博君) それでは、受付番号8番につきまして、委員の説明をお願いいたします。
- ○12番(中島浩輔君) 農業委員12番、中島です。8番の案件について説明いたします。ここは個人住宅の申請です。地目が台帳には宅地ということで、現状は田になっているため、宅地の申請をされております。5月の総会の時に、とにかく進入するための隣接の道路側の方を申請した申請人でございます。内容は、前回5月の

分と全く変わらずに、主に住宅を建てる側の土地、田を住宅にするという申請です。 ここは前の申請の時に説明させて頂きましたけど、今回も一応説明します。給水は 市の上下水、雨水は浸透桝に流入し、生活雑排水、汚水は市の下水道を利用される ということです。東側、北側、西側には土留ブロックがあり、前回の5月申請に進 入路及び駐車場等のために申請をされた所が、東側道路へのそのまま進入するとい うことです。

現地調査の結果、問題ないと思いました。審議の程よろしくお願いいたします。 以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま8番について委員の説明が終わりましたけれども、皆さん何か御意見、 御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、議第22号の受付番号8番につきまして、許可することに決定いたします。

それでは、採決に移りますけれども、ただいまの議第22号の案件について、賛成の方は挙手お願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、恐れ入ります。ありがとうございました。それでは、ただいま議第22号、受付番号8番につきましては、許可することに決定いたしました。

それでは、田上一委員の着席をお願いいたします。

(田上 一委員 着席)

○議長(永田知博君) それでは、次に議第23号農用地利用集積計画の決定について 議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。6ページをお願いいたします。

議第23号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和2年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

7ページから8ページまでの総括表、9ページから19ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回、所有権移転が7件、20,76㎡、利用権設定が112件、364,215㎡、合計119件、386,991㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんより何か、御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。 議第23号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議 のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 举手)

〇議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第23号については、原案どおり決定いたしました。

5. 報告

- ○議長(永田知博君) 次に、報告第13号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、及び第14号農地の形状変更届について、事務局より説明をお願いいたします。
- ○事務局長(小山 博君) 事務局の小山です。20ページをお願いいたします。

報告第13号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和2年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回 20 ページから 23 ページまでの 18 件、合計 69 , 123 ㎡の解約通知を 受理しております。

続きまして24ページをお願いいたします。

報告第14号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和2年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

以上、報告を終わります。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

事務局より報告が終わりましたけれども、全体的に、何か皆さんに御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

- 6. その他
- ○議長(永田知博君) その他に移ります。その他、何か事務局よりございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 皆さんから何かほかに御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声) -----

7. 閉 会

○議長(永田知博君) 時期が時期だけに大変忙しい中でございますので、本日の議案 審議と報告を閉じたいと思います。

長時間にわたりお疲れさまです。ありがとうございました。

-----閉 会 午後3時00分 以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年6月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農業委員中島浩輔

農業委員
髙田優子